

平成 30 年度広島県薬物乱用対策推進本部会議議事要旨

- 1 日 時 平成 30 年 7 月 11 日(水) 午後 2 時 30 分から 4 時 30 分まで
- 2 場 所 広島市中区八丁堀 7-11
広島 YMCA 国際文化センター
- 3 出席者 別紙出席者名簿のとおり
- 4 議 題 (1)平成 29 年広島県薬物乱用対策実施結果について
(2)広島県薬物乱用対策推進本部構成機関の活動報告について
(3)平成 30 年度広島県薬物乱用対策推進要領(案)について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局薬務課麻薬グループ
TEL(082)513-3221(ダイヤルイン)

6 会議の内容

- (1) 本部長挨拶
本部長である広島県知事が欠席のため、広島県健康福祉局薬務課長が挨拶を行った。
- (2) 平成 29 年広島県薬物乱用対策実施結果について
各本部構成機関から報告された平成 29 年度の実施結果を事務局で取りまとめ、資料 1 により、事務局が説明した。
- (3) 広島県薬物乱用対策推進本部構成機関の活動報告について
 - ア 中国四国厚生局麻薬取締部
資料 2(昨年の実績等)について説明があった。
 - イ 広島県警察本部
映像を用いて薬物中毒者の特徴について説明があった。
 - ウ 広島保護観察所
資料 1(昨年の実績等)について説明があった。
- (4) 平成 30 年度広島県薬物乱用対策推進要領(案)について
資料 1 により、事務局が説明し、昨年に引き続き、要領に従い薬物乱用対策に取り組むこととし、変更内容は、次のとおりとした。(下線部追加)

1 趣旨

国においては、平成 20 年 8 月に「第三次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、諸施策を実施した結果、青少年の大麻・覚醒剤事犯の検挙人員が大幅に減少するなど、一定の成果を挙げてきた。しかし、覚醒剤事犯による検挙人数は全体としては依然として高止まりとなっており、近年問題となっている合法ハーブ等と称して販売される薬物、いわゆる危険ドラッグ(以下「危険ドラッグ」という。)による事犯も多発している状況が認められることから、平成 25 年 8 月に「第四次薬物乱用防止五か年戦略」を新たに策定し、総合的な対策を引き続き実施していくこととしている。また、依然として若者への薬物汚染の広がりが懸念されていることから、平成 22 年 7 月に「薬物乱用防止戦略加速化プラン」を策定し、予防啓発、再乱用防止などの薬物需要の削減、並びに取締りの徹底などの薬物の供給者側の両面から、薬物乱用対策

を積極的に実施しているところである。また、医薬品医療機器法の改正により、検査命令や販売等停止命令の対象拡大や広告中止命令の創設により乱用薬物の根絶を図っているが、特に増加傾向の顕著な大麻事犯や、悪質・巧妙化する大口の密輸入事犯、覚醒剤事犯の高い再犯者率に対するの対策を含め平成30年8月から「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を新たに策定し、総合的な取組を引き続き実施していくこととしている。

こうしたなか、昨年の全国の薬物情勢をみると、危険ドラッグに対する規制が強化され、街頭店舗を全て閉鎖させるなど一定の成果がみられたものの、全薬物事犯検挙人員数の約8割を占める覚醒剤事犯については依然として高止まりの状況であり、再犯者の増加傾向が継続している。また、未成年の大麻事犯検挙者が増加しており、大麻の若年層への拡大が懸念される。

本県においては、対前年比での覚醒剤事犯検挙人員数は増加減少しているが、大麻事犯が増加している。おり、新種薬物の流行などにより全薬物事犯検挙人員数も増加している。県内において、確認できる危険ドラッグ等の販売店はゼロを継続しているが、インターネット等により容易に入手できる状況にあり、若年層における乱用が依然として懸念されることから、引き続き、薬物の乱用及びその弊害の根絶を図るとともに、薬物を拒絶する社会環境づくりを進めるため、国の新たな戦略の目標も勘案しつつ、関係行政機関・団体が緊密に連携し、総合的かつ効果的な対策を推進することとする。

(5) 講演「スマートドラッグの現状について」

講演資料により、スマートドラッグの危険性、問題点等について、説明があった。

7 会議の資料名一覧

- (1) 次第
- (2) 配席図
- (3) 出席者名簿
- (4) 広島県薬物乱用対策策委員本部名簿
- (5) (資料1)平成30年度広島県薬物乱用対策推進本部会議資料
- (6) (資料2)中国四国厚生局麻薬取締部資料
- (7) 講演資料「スマートドラッグの現状について」